平成 28 年度湯元集団施設地区再整備基本計画策定業務仕様書

１．業務の背景

環境省では政府が平成 28 年 3 月 30 日にとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、「国立公園満喫プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として、まずは８箇所の国立公園において、2020 年までに訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施することとしている。

日光国立公園満喫プロジェクト地域協議会※1においてプロジェクトの推進のために策定する「国立公園ステップアッププログラム 2020」（以下「プログラム」という。）が検討・協議される。また、地域協議会及び地域協議会の下部組織である作業部会※2（以下「協議会等」という。）が開催される。なお、地域協議会は２回程度、作業部会は２回程度開催される予定となっている。

１）開催時期（予定）

地域協議会：第１回　平成 28 年９月 16 日（金）実施済
第２回　平成 28 年 11 月 17 日（プログラム素案協議）
第３回　平成 28 年 12 月 26 日予定（プログラム策定）

作業部会：第１回地域協議会終了後、第２回地域協議会までに１回程度開催
第２回地域協議会終了後、第３回地域協議会までに１回程度開催

※１　最高意思決定機関であり、プログラムの策定等を行う。

※２　テーマや取組内容等の詳細を検討・協議し、地域協議会に諮る。

本業務はプロジェクトのプログラムに位置づけられる事業であり、地域協議会並びに作業部会により取りまとめられた内容を十分反映させたものとする。

２．業務の目的

日光国立公園の利用者数は、平成 25 年度には約 1544 万人（うち、外国人利用者約 14 万人）であり、史跡探勝、自然探勝、登山及びハイキングで、ゴールデンウィークから夏期の修学旅行シーズン、紅葉の時期に利用が集中している。

業務対象地域である湯元集団施設地区は、国民保養温泉地に指定されている奥日光湯元温泉があり、民営旅館が建ち並ぶほか、環境省が所管する湯元ビジターセンターや駐車場、車道及び歩道、公衆トイレ等の利用施設が整備され、奥日光探勝利用の拠点となっている。しかし、標識等が多言語化されていない等の訪日外国人の受入れ環境不足や団体客用の大型バスの利用や冬期の積雪等により全体的に施設が老朽化している上、利用動線が不十分なために当地区内で利用されるエリアの偏りが見られる。更に、民間施設の廃業に伴う廃屋や撤去後の空き地が散見され、その後の利用方針が定まっていないことや、夏期や秋期に比べて利用者の少ない冬季の誘客促進が課題として挙げられる。以上のことから当地区の全体を見直し、方針を定める必要がある。

本業務は、利用拠点である当集団施設地区において、自然条件及び利用ニーズを踏まえつつ、魅力資源活用や訪日外国人の受入れ環境の向上を通じ、利用者の満足度向上を目的とした施設計画及び地域と連携した適正な維持管理を考慮した再整備計画を策定するものである。

３．対象地域及び対象面積

栃木県日光市（湯元集団施設地区内）
湯元集団施設地区のうち、対象エリアである約 9.7ha

４．業務履行期間

契約締結日から平成 29 年３月 29 日まで

５．対象エリア・主要既存施設

別紙参照

６．業務の内容

（１）現況把握

基本計画作成に当たっての与条件を確認・整理すると共に、計画方針の設定等に必要な資料収集や地域特性の整理、把握、解析を目的とした、資料収集及び必要な現地調査を実施する。また、必要に応じて地元関係者などの聞き取り調査などを行う。調査項目は下記のとおりである。

ア.与条件の確認整理

公園計画の計画決定・事業決定及びその前提となった調査内容等の把握、整理

イ.計画調査

（ア）自然条件

地形・地質（自然現象）、動植物（植生、希少種、巨樹巨木、営巣、採餌、生息環境、生態系）、景観（興味地点、自然現象）、気象（気温、日照、積雪、風向）、水環境（湧水、河川湖沼、水質）についての把握、整理

（イ）人文条件

人文資源（伝統文化、歴史）、地域との関連（文化特性、周辺地域資源との連携）、自然ふれあい活動の開催状況、広報活動（HP 等）の展開状況等の把握、整理

（ウ）社会条件

上位計画及び土地利用（公園計画、土地利用計画森林計画、防災計画等）、権利制限関係（土地所有状況、土地境界、他法令による土地利用規制、排水基準等）、インフラの整備（上下水道、電気、電話、ガス等）の把握、整理

（エ）利用実態

利用目的、利用形態、利用者数、利用層、国内外利用者及び旅行会社の意向等の潜在需要の見通し等の把握、整理

（オ）施設整備状況調査

対象地域内の事業執行者、事業執行箇所、未執行箇所それぞれについての整備状況を調査の上、貸与する平面図を基に現況施設配置図を作成する

（２）敷地分析

現況把握を踏まえ、対象地域における魅力資源や利用増進効果等を抽出するとともに、課題を整理した上で、現状の湯元集団施設地区の分析評価を行う。適正かつ快適な利用を増進するための拠点としての効果を分析評価する。

ア.条件の分析評価

日光国立公園における対象地域の位置付け、役割の分析

イ.現状の改善点の抽出と検討

利用上の問題点や既存施設の改善点の抽出と検討

施設管理者や運営面での改善点の抽出と検討

景観上の改善点の抽出と検討

ウ.他地域との比較

他地域の整備計画及び導入施設事例を収集し、本業務対象地区と比較した改善点の抽出

エ.課題の整理

抽出した改善点から導き出した課題について整理

（３）方針設定及び基本計画の検討

敷地分析に基づき、湯元集団施設地区の機能や利用方針を設定し、施設整備方針及び管理運営方針をまとめた基本計画方針を設定する。なお、設定にあたっては以下の点に留意すること。

ア. 基本計画方針の設定

上位計画を踏まえ、対象地域の基本計画方針をとりまとめる。

（ア）保全方針

保全すべき対象の抽出及び保全方針の設定等

（イ）整備方針
施設の目的及びテーマ、担うべき機能の設定、整備にあたっての配慮事項
（ウ）導入すべき活動及び施設の基本的考え方
（エ）管理運営の基本的考え方

イ．ゾーニング計画

上位計画を踏まえつつ、それぞれのテーマ、担うべき機能等によりゾーニング計画を定める。

（ア）導入機能、保全対象等の整理
（イ）各ゾーンの機能、性格、配置、面積の設定
（ウ）ゾーン間及び周辺施設との関連付け

ウ. 動線計画

導入すべき各施設等の有機的な関連を持って配置できるよう、ゾーニング計画と併せて導線計画を定める。

エ. 施設計画

基本計画方針とゾーニング計画で示された機能に適応した施設を具体化する。検討に当たっては、基本計画方針とゾーニング計画、動線計画での検討に対応し、施設の目的、機能を有効に果たすことができるように施設を選定し、敷地条件、各施設のバランス、管理運営方針、自然環境、景観等を考慮して、概略の規模、位置、形態を設定する。

（ア）施設の基本的な考え方の検討条件

a. トイレ、園地については、環境省所管施設だけでなく、県営の施設等があることから関係機関と協議しつつ、それらの配置も考慮しながら計画を策定していくこと。
（協議先：栃木県、日光市、林野庁）

b. 訪日外国人の受入れ環境整備
湯元集団施設地区上の看板は多言語化表示されておらず、また表示内容が現況と一致していないものがあるため、デザインの統一及び表示内容の恒久性を考慮すること。

c. 対象エリア内の車道、歩道及びその附帯施設（排水施設等）の耐久性の検討
車道及びその附帯施設（側溝、グレーチング等）については、除雪機による損傷や凍害、温泉成分、大型バスの通行等の影響を考慮し、維持管理の簡易性、耐久性を兼ねた構造を検討すること。

d. 地元協議会で得た情報の反映
本業務で行う地元協議会で得られた情報について、反映の是非を検討すること。

オ. 活動計画

基本計画における管理運営計画では基本計画方針に基づき次の事項について取りまとめる。なお、基本部分は利用者サービスとして最低限必要とされるものであり、充実部分及び特別部分においては必要に応じて検討・提案するものとする。

分類	内容	概要
基本部分	維持管理	清掃、施設の維持補修等
	施設に付随した基本的な運営	施設内の展示・レクチャー 日常的な観察会など
充実部分	付加価値的な運営	利用ソフトの拡充 企画する自然観察会の実施
特別部分	特別なサービス	ガイドツアー 喫茶の提供　等

（4）管理運営計画

基本計画方針において基本的な考え方を設定し、施設の種類や配置等の検討と併せて管理主

体、管理運営方法など必要事項について十分に整理・検討し、結果は管理運営計画として基本計画に併せて次の事項についてとりまとめる。

ア. 基本的内容

管理・運営主体、管理方式、利用企画、利用料金、施設の維持管理計画、周辺フィールドの維持管理計画、清掃管理方法等

イ. 管理・運営体制

管理・運営組織の概要、施設の維持管理要員、管理・運営の協力体制（関係団体等）

ウ. 管理・運営費

年間運営費（人件費、水道光熱費、施設・設備維持費、パンフレット類印刷費等）の算出

（5）基本計画図の作成

上記（1）～（4）を踏まえ、導入すべき施設及び整備・集約すべき施設（歩車道、駐車場、園地、トイレ）の位置・整備手法・標準構造・規模等を検討し、基本計画図を作成すること。

（6）概算工事費の算出

整備する施設の概算工事費及び管理運営に必要な概算費用を算出すること。

なお、当該地域は積雪のため冬期施工が困難であることを踏まえ、工事工程を検討・作成し、年度ごとの概算工事費もあわせて作成すること。

（7）基本計画説明書の作成

上記（1）～（6）までの項目をまとめた基本計画説明書を作成すること。

（8）業務打合せ

発注者及び受注者の打合せは次の時期に実施する。

打合せを実施した場合、請負業者において、速やかに打合せ記録簿を作成し、内容について発注者の承諾を得ることとする。

・業務着手時、業務成果取りまとめ時（日光自然環境事務所で行う予定。）
・発注者または請負者の双方またはいずれかが必要と認めたとき（３回程度）

なお、２回は関東地方環境事務所、１回は日光自然環境事務所で行うことを想定する。

（8）地元協議会の開催

行政と地元関係者との合意形成及び利用ニーズや整備方針へのアイデア創出を目的とした地元協議会を開催する。開催にあたり、出席参加者へ連絡、調整を行うこと。

・企画調整
業務背景にも記載したプロジェクト及びプログラムの方針を踏まえ、これまでに取りまとめた内容を基に効果的な意見が交わせるよう協議会の運営内容を検討する。
・案内等の作成
出席参加者への案内状及び現地の掲示看板などの作成
・資料及びツールの作成・確認
検討した企画内容に合わせ、ツールの作成・確認を行う。
・協議会等の開催
会場設営等の準備並びに当日の司会進行、会場の撤去を行う。
・成果品のまとめ
協議会で得られた内容及び使用したツール等の検討資料を整理し、Ａ４用紙１０枚程度にまとめる。

なお、地元協議会の開催予定及び内容は次のとおり想定する。

第１回地元協議会：２月　業務の概要説明、現況把握及び敷地分析の結果報告
ワークショップ等（利用ニーズの収集や整備アイデアの創出）

第２回地元協議会：３月　第１回の結果を踏まえ整備計画のたたき台を基に計画案について議論

７．成果物

成果物の提出

紙媒体：報告書　５部（Ａ４版 200 頁程度、製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R)　３式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省関東地方環境事務所日光自然環境事務所

８．著作権等の取扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。

（２）成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（３）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等にかかる一切の手続を行なうものとする。

９．情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

（１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務にかかる情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

（２）請負者は、環境省担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（３）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（４）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合は、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（５）情報システムを構築・改良する業務にあっては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

（６）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

10．その他

（１）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 204 頁、表３参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 205 頁、表４参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議のうえ、基本方針（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．電子データの仕様

（１）Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章； Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
・ＣＡＤ；SXF 形式又は DXF 形式（使用するＣＡＤソフトは自由）

（＊環境省職員端末(オフィス 2010 を導入)以外でもデータを利用する場合は、Word2003、Excel2003 バージョン以下とすることを推奨します。）

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

３．その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

湯元集団施設再整備　対象エリア内既存主要施設一覧表

	名称	面積(m2)	既存主要施設	備考
	園地			
1	湖畔園地	6783	木道、砂利舗装、ラムサール登録湿地記念石碑	栃木県管轄
2	湖畔ひろば	4675	砂利舗装、野外卓、ベンチ、案内板等	日光市管轄
3	休暇村前園地	18932.892	樹林帯、四阿、レンガ舗装、縁石、排水側溝等	環境省管轄
4	ビジターセンター周辺	22829.645	樹林帯、草地広場、レンガ舗装等	環境省管轄
5	駐在所前園地	6203	レンガ舗装、ベンチ、標識等	環境省管轄
6	修景園地	1085	池	環境省管轄
7	ボランティアハウス周辺	1355.855	樹林帯	
8	歩車道	16763	アスファルト舗装、インターロッキングブロック舗装、街路灯、排水施設標識等	環境省管轄
	駐車場			
9	湖畔駐車場	913.666	アスファルト舗装	環境省管轄
10	南駐車場	1215.461	アスファルト舗装	環境省管轄
11	北駐車場	2299.975	アスファルト舗装	環境省管轄
12	温泉寺通り駐車場	791.674	アスファルト舗装	環境省管轄
13	五色通り東駐車場	1262.757	アスファルト舗装	環境省管轄
14	スキー場駐車場	3397.519	アスファルト舗装	
	空地・廃屋			
15	廃屋	1406.59	ガソリンスタンド廃屋	環境省管轄
16	南駐車場裏空き地	2232.078	樹林帯、草地	環境省管轄
17	保養所等跡地	3632.398	草地、樹林帯	環境省管轄

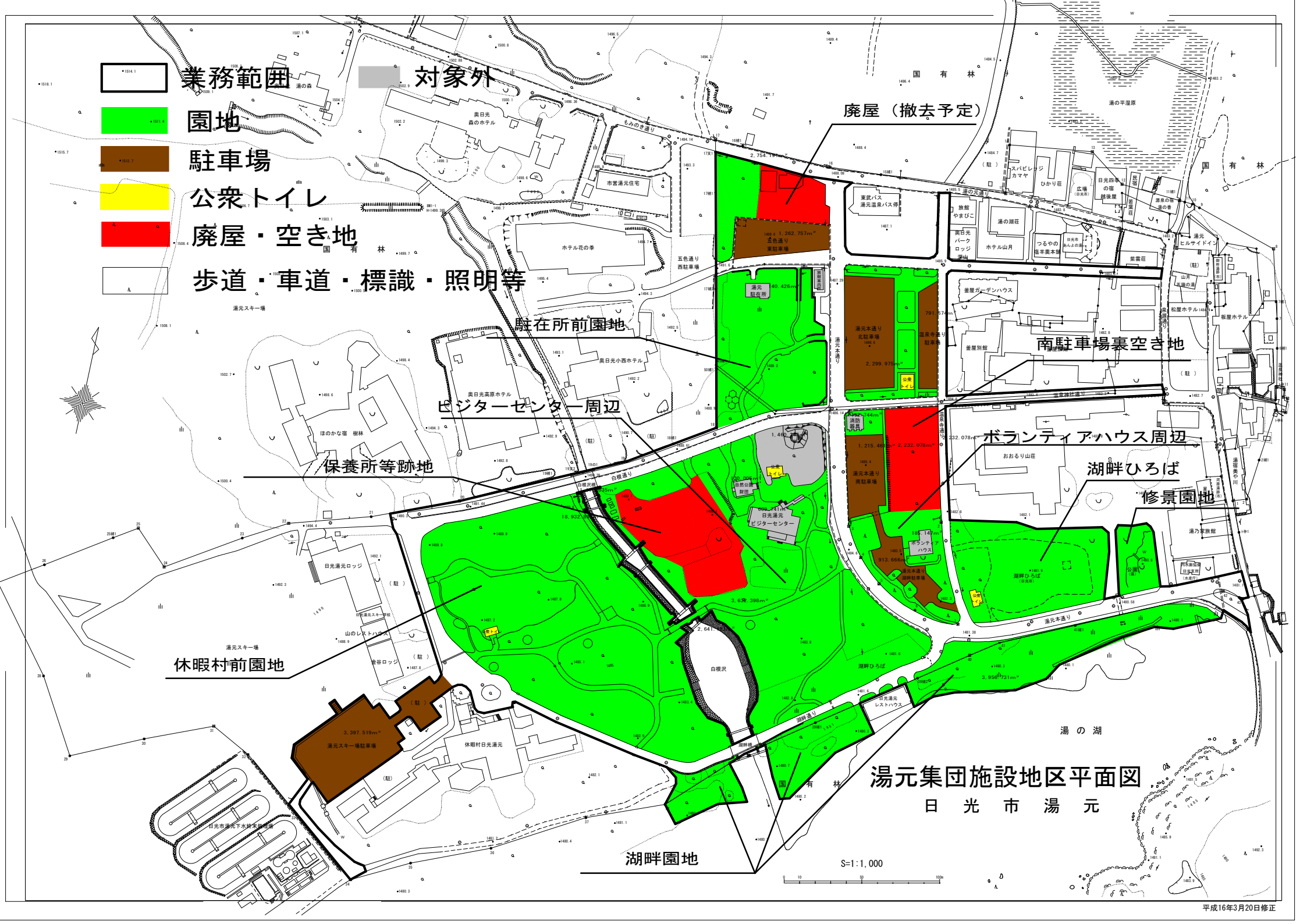
業務範囲
対象外
園地
駐車場
公衆トイレ
廃屋・空き地
歩道・車道・標識・照明等
廃屋（撤去予定）
駐在所前園地
南駐車場裏空き地
ビジターセンター周辺
ボランティアハウス周辺
保養所等跡地
湖畔ひろば
修景園地
休暇村前園地
湖畔園地
湯元集団施設地区平面図
日光市湯元
S=1:1,000
平成16年3月20日修正